

平成30年度 第1回総合教育会議次第

日 時 平成31年2月14日(木)
午前10時から
場 所 本庁舎401会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 射水市総合教育会議運営要綱の一部改正について・・・・・・・・・・資料1

(2) 生涯スポーツの推進について

①スポーツ参加の機会づくりについて・・・・・・・・・・資料2

②中学校運動部活動について

ア射水市中学校運動部活動の方針について・・・・・・・・・・資料3-1

イ部活動指導員配置促進事業について・・・・・・・・・・資料3-2

ウ中学生の体力・競技力向上に向けたスポーツ関係団体

との連携による支援体制の充実について・・・・・・・・・・資料3-3

(3) 学校におけるICTの活用について・・・・・・・・・・資料5

(4) その他

4 報告

(1) 片山学園との包括協定の締結について・・・・・・・・・・資料4

5 閉会

射水市総合教育会議運営要綱の一部改正について

1 趣 旨

市の組織変更に伴い、会議の庶務担当課を変更するもの。

2 改正点

第 7 条中、「市長政策室」を「企画管理部」に改める。

3 新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 7 条 会議の庶務は、 <u>企画管理部</u> 政策推進課において処理する。	(庶務) 第 7 条 会議の庶務は、市長政策室政策推進課において処理する。

4 改正日

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

5 その他

- ・射水市総合教育会議運営要綱は、総合教育会議で協議して定めたもの（法第 1 条の 4 第 9 号）であることから、要綱を改正する場合は、総合教育会議で協議する。

射水市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、射水市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は公開する。ただし、次の各号に該当する場合は、会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認める場合
- (2) 施策及び制度の立案等において、意思決定の前に情報を公開することが不適当な場合
- (3) その他、公益上必要があると認める場合

(議事録)

第5条 議事録は公表するものとし、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

- (1) 会議の場所及び出席者の氏名
- (2) 協議又は調整に係る事項
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(傍聴)

第6条 会議の傍聴については、射水市教育委員会傍聴人規則（平成17年11月1日教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則中「教育長」を「市長」に、規則第3条中「5人」を「10人」に読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画管理部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

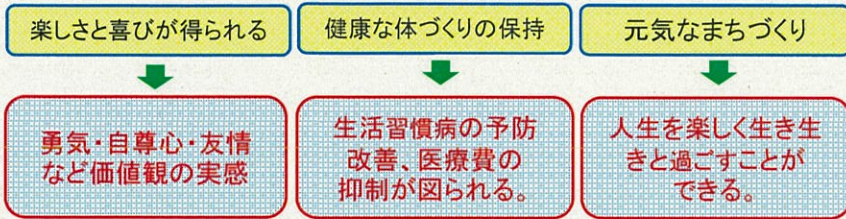
この訓令は、平成31年2月14日から施行する。

スポーツ参加の機会づくりについて

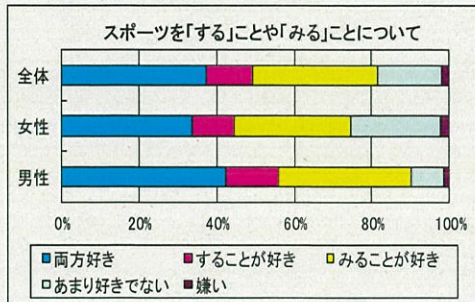
基本理念「スポーツで創る 笑顔 感動 きららか射水」
 する みる 支えるスポーツ環境の充実

資料2

スポーツがもたらしてくれる効果として



スポーツに対する意識の現状と課題



約8割の市民は
 「スポーツをすることが好き」
 「スポーツを見るのが好き」
 「両方好き」と回答

↓
 地域スポーツを盛り上げ、
 さらに市民に興味と関心を
 高めてもらう必要がある。

実業団スポーツチーム(アランマーレ、アイシン相撲部)の活躍

(本市で開催される全国規模のスポーツ大会)
 スポーツひのまるキッズ北信越柔道大会、全日本相撲体重別選手権大会、極東杯国際ヨットレース

具体的なとりくみ

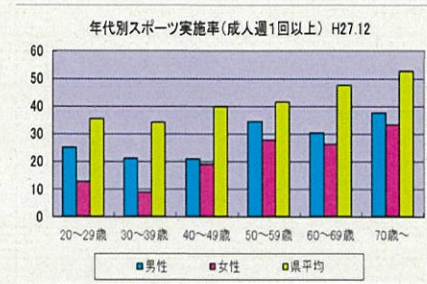
するスポーツ

- ケーブルテレビを活用した、スポーツ教室、イベント案内、選手の紹介
- 市内の放課後児童クラブや放課後こども教室での「KUBOSEN」の実施

みるスポーツ／支えるスポーツ

- 庁舎等を会場とした、市内実業団スポーツチームの応援キャンペーンの実施

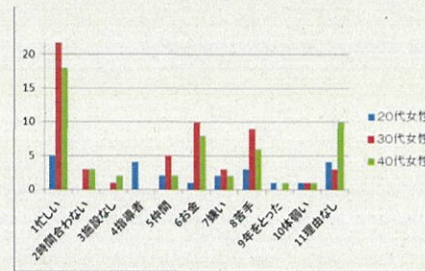
スポーツ実施の現状と課題



・本市の50代以下のスポーツ実施率は男女とも平均以下の結果となっている。

・スポーツをしていない理由についての質問では、「忙しい」「お金がかかる」「運動が苦手」の回答が多かった。

スポーツをしていない理由についての調査 H27



・本市では特に、20代から40代の女性のスポーツ実施率が大きく下回っている。

↓
 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する必要がある。

具体的なとりくみ

するスポーツ

- 総合型地域スポーツクラブの加入促進と、教室等の充実
- 幼児期から運動習慣を身に付けることで、生涯にわたって心身ともにたくましい体づくりを目指す「からだ育て教室」の拡充
- 障がい者や子供たちのスポーツ参加創出をねらいとして市内の実業団スポーツクラブ等と連携したスポーツ教室の開催
- 現在、計画中の(仮称)射水市フットボールセンターを始めとする新たなスポーツ環境の創出と既存スポーツ施設の改修のほか、学校開放施設の充実を図る。
- スポーツを取り入れたイベントの企画、開催※パークゴルフによる婚活「パーコン」

するスポーツ／みるスポーツ

- あったか家族応援プログラムとして、親子や三世代を対象にスポーツに触れ合う機会づくりを目指した、スポーツイベントや教室の企画・開催

平成31年 1月

射水市中学校運動部活動の方針

射水市教育委員会

1 射水市中学校運動部活動の方針（以下「運動部活動方針」という。）策定の趣旨

この運動部活動方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）及び「富山県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）にのっとり、以下の点を重視して、各種運動部活動が最適な形で実施されることを目指すものである。

- (1) 部活動は、スポーツ等、様々な活動に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導のもと、学校教育の一環として行われること。
- (2) 部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、同じ目的をもった仲間と活動することで、望ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての役割をもつこと。
- (3) 部活動の意義を踏まえ、適切で効果的な活動が行われるように、学校全体で部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- (4) 部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善を進めることによって、生徒のバランスの取れた成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等

ア 校長は、運動部活動方針にのっとり、毎年度、運動部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び運動部顧問から提出された活動計画等を公表する。

なお、学校の運動部活動に係る活動方針は、毎年度、教育委員会に提出する。

イ 運動部顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用、外部指導者の活用を図る。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の安全確保等について、研修等を通して必要な資質の育成を図るようにする。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について、法令にのっとり、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、原則として、次のとおりとし、教育計画に明記する。

ア ノー部活動デーの実施

週に1日、原則として月曜日に実施する。

イ 週休日の部活動

土曜日、日曜日のいずれかを休養日とする。

ただし、大会等（強化練習会、強化合宿、練習試合を含む。）により、土曜日、日曜日のいずれも活動せざるを得ない場合には、翌週においてノー部活動デーとは別に、火曜日から金曜日までのうちいずれか1日を休養日とし、放課後の部活動を行わない。

なお、大会直前の週休日については例外とし、大会後に休養日を設けることとする。

ウ 長期休業中の部活動

土曜日、日曜日ともに休養日とする。

ただし、大会等により、活動せざるを得ない場合には、翌週の月曜日から金曜日までの間において、土曜日・日曜日に部活動を実施した日数に応じて、休養日を設けることとする。

なお、大会直前の土曜日、日曜日については例外とし、大会後休養日を設けることとする。

エ 活動時間

1日の活動時間（移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。）は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある実態を考慮し、運動部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(1)エに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、生徒が技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特

性を踏まえた指導法を導入する等、短時間で効果が得られる指導に努める。

イ 指導上の留意事項

- (ア) 生徒の人権や人格を尊重すること。
- (イ) 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにすること。
- (ロ) 生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導すること。
- (ハ) 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導すること。
- (ニ) 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけること。
- (ホ) 生徒の自主性を尊重した活動となるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、勝利至上主義とならないこと。
- (ヘ) 運動部顧問間や外部指導者などと連携した指導体制をつくること。
- (ヘ) 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛すること。
- (コ) 保護者との信頼関係を築き、理解を得ること。

(2) 運動部活動における不祥事の防止

体罰等の不祥事を防止するためには、教員一人ひとりが生徒の心身の健全な発達を担う運動部顧問として意識を高めるとともに、学校として、体罰、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止、部費の適正な管理を徹底する。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るために、個人や個々の部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境の整備に努める。

イ 運動部活動を安全に進める上でのポイント

「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるために学校の教職員の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進める。

また、熱中症への対策については、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた地域・時間帯における屋外の運動部活動については、原則として行わないようにする。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

学校の管理下において事故が発生した場合に、速やかに適切な応急手当が行われるために、学校の連絡通報体制を確立する。平素から全教職員に、どのような時に、どのような対応をするかを周知し、共通理解を図る。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行う。

(ロ) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、運動部顧問は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。

管理職は、救急車への同乗、保護者への連絡等について教職員に指示し、教育委員会へ第一報を入れる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。
- イ 教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 外部指導者の活用

- ア 運動部顧問は、研修会等に参加して自己研鑽に励むとともに、必要に応じて卒業生や地域のスポーツ指導者などの外部指導者に協力を求めるよう努める。
- イ 教育委員会及び校長は、専門的な実技指導力を有する指導者等を活用し、運動部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

- ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、市の体育協会等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 教育委員会は、市の体育協会及び競技団体等のスポーツ関係団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。
- ウ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。
- エ 教育委員会及び校長は、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(4) 参加する大会等の精選

- ア 教育委員会は、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会の精選に努める。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
また、参加する大会に向けての合宿や遠征等の実施についても、年間あるいは月ごとの活動計画に位置付けるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

6 その他

- (1) 「運動部活動方針」は、文化部の活動にも準用する。
- (2) 教育委員会は、国や県の動きを注視し、必要に応じて「運動部活動方針」の見直しを図るものとする。

部活動指導員配置促進事業～部活動の適正化に向けて～

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。

〈スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象〉

1 現状と課題

◇中学校教諭の部活動に係る 1 日当たり勤務時間は、土日で 1 時間 4 分増加
(H18：1 時間 6 分→H28：2 時間 10 分)

(出典)文科省「教員勤務実態調査(平成 28 年度)」(速報値)

◇中学校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合 45.9%

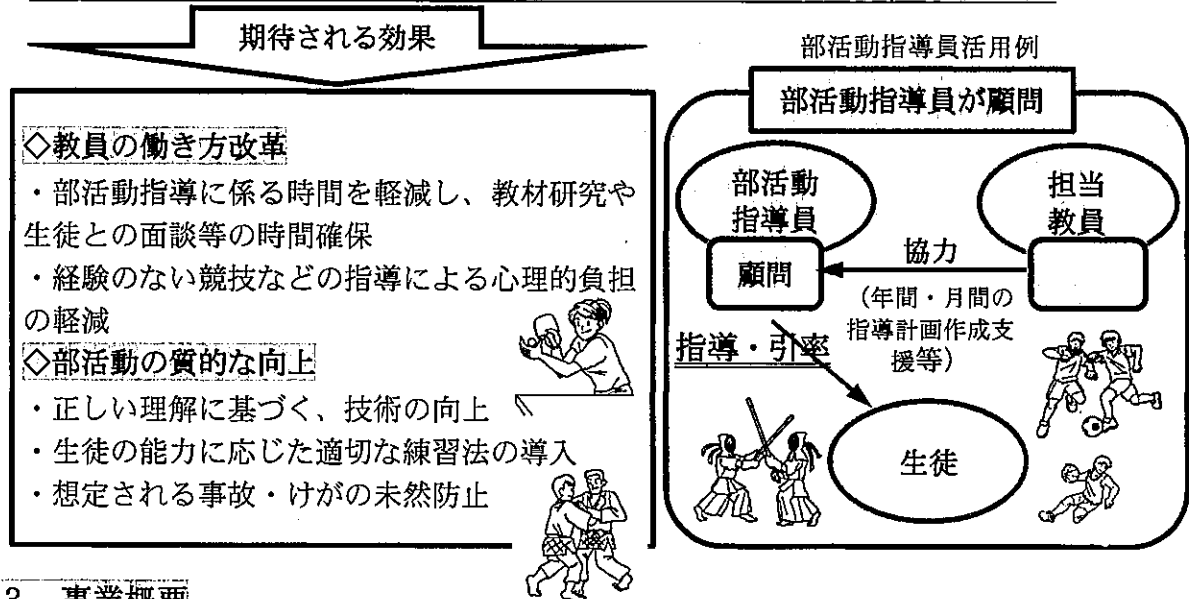
(出典) (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成 26 年 7 月)」

2 対応策

◇適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促す。

⇒「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁策定

◇指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置促進



3 事業概要

(1) 国の計画 (補助事業)

- ・ 4 年計画 (2018 年度～2021 年度)、国・県・市が各 1 / 3 を負担
- ・ 1 校あたり 3 人程度の部活動指導員を計画的に配置する
(※本市の場合、1 年目 4.5 人、2 年目 9 人、3 年目 13.5 人、4 年目 18 人が補助対象。)

(2) 市の実施状況と今後の予定

- ・ 4 名配置【新湊中学校：1 名(女子バスケ)、小杉南中学校 2 名(男子バレー、柔道) 射北中学校 1 名(男子ヨット)】
- ・ 部活動指導のほか、引率や生徒指導における適切な対応とそれらに伴う責任の重さなどを考慮して人材を確保する必要があり、学校と十分に協議しながら配置を進めていく。(※平成 31 年度は 9 名の配置を目指す。)

中学生の体力・競技力向上に向けたスポーツ関係団体との連携による
支援体制の充実

本市においては県に先がけ平成 29 年 4 月から中学校の部活動において週 2 日の休養日を設けており、中学生の体力、競技力の向上に向けて、市内のスポーツ関係団体や社会体育等とも一層連携し、支援体制の確立を図る。

1 外部指導者の活用について

(1) 射水ジュニアアスリート育成事業

地域の専門的な実技指導者（スポーツエキスパート）を拡充することによって、未経験者が顧問を務める部活動をサポートするとともに、生徒の競技力向上を図る。

平成 29 年度実績

全ての中学校の運動部に 33 人の実技指導者を派遣した。

(2) 部活動指導員配置促進事業

部活動の指導や引率を単独でできる「部活動指導員」を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、部活動の質の向上を図る。

平成 30 年度 部活動指導員 4 人を市内の中学校に派遣している。

(内訳)	新湊中学校	1 名	(女子バスケ)
	小杉南中学校	2 名	(男子バレー、柔道)
	射北中学校	1 名	(男子ヨット)

(3) 市柔道連盟による柔道練習会の開催

市内の中学校柔道部員の競技力の向上、柔道部顧問の負担軽減を図ることを目的に、柔道練習会を開催する。

平成 30 年 10 月から実施

活動日及び活動時間

・ 毎週日曜日 午前 9 時から 12 時又は午後 1 時から 4 時まで
・ 平日 午後 5 時から午後 7 時

活動場所

アイシン軽金属スポーツセンター柔道場、小杉高校
柔道場、小杉中学校柔道場

指導者

市柔道連盟錬成部員及び会員

2 活動の場を支える支援

(1) 競技協会が実施する、中学生の指導体制への支援

市体育協会加盟の競技協会が独自に中学生を対象とするスポーツ教室や講習会を対象として、開催に要した経費に対して補助金を交付する。

射水市スポーツアスリート育成事業補助金に「未来を担う射水の青少年の競技力向上推進枠」を31年度より新設する。
--

(2) 部活動以外でもっと運動したいと希望する生徒へ活動の場の情報提供

「競技力をさらに向上したい」「部活動以外のスポーツにも取り組んでみたい」など、更に運動したいと希望する生徒の個々のニーズに応えるために、学校の部活動以外に中学生が活動できる場（各競技協会やクラブチーム、地域のスポーツクラブ、個人指導者によるスポーツ教室など）について、生涯学習・スポーツ課のホームページ等を活用した情報提供を行う。

射水市と学校法人片山学園との連携に関する協定の締結について

1 趣 旨

本年4月1日に学校法人片山学園初等科が旧小杉庁舎跡地に開校することから、市と学園とが相互に連携し、地域の発展や安全安心なまちづくり等を推進するため、協定の締結を行うもの。

2 調印式

平成31年3月19日（火）午前11時

3 協定の概要

- (1) 地域振興、地域コミュニティの発展に関すること
- (2) 教育、文化及びスポーツの発展と振興に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) 施設の利用に関すること
- (5) 防災、災害対応に関すること
- (6) 国際交流の推進に関すること
- (7) その他連携を推進するために必要な事項

4 その他

・市内の教育機関では、富山県立大学（平成18年4月13日締結）及び富山高等専門学校（平成23年7月7日締結）と連携に関する協定を締結している。

目的および効果

タブレットPCやプロジェクター、授業支援システムや無線LANなど、ICT教育に必要な環境を整備し授業を行うことで、児童生徒の学びへの関心・意欲・態度はもちろん、思考力・表現力の向上を図る。さらには、社会に出て役立つ情報活用能力を育成する。

小中学校及びICTマイスター教員等、実際に使用する教員の意見を踏まえ、国「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」の整備方針に基づき、整備をすすめる。

本市の現況と2022年度までの目標

① 無線LAN



パソコン40台程度を同時接続が可能な無線LAN環境を普通教室や特別教室等に整備

国の目標 ⇒ 整備率**100%**
現 状 ⇒ 42台 (PC10台接続可)
市の目標 ⇒ 整備率**100%** 542台

② 大型提示装置



デジタル教材を拡大掲示したり、児童生徒の回答を掲示し比較・発表

国の目標 ⇒ 244台 (1学級に1台)
現 状 ⇒ 76台
市の目標 ⇒ 244台 (1学級に1台)
 電子黒板の整備費用が高額(1台あたり40万円)となるため、
プロジェクターまたは大型モニターを配備

③ 授業・学習支援システム

個別学習



ドリル教材など役立つデジタル教材を活用し、復習、弱点補強、家庭学習の習慣づけ等「個に応じた学習」を実現

協働学習



・教員と児童生徒のタブレット間において授業教材等の一斉配布や閲覧・回答状況の確認
 ・考えを表現し互いの考えを共有することができ、「教え合い」や「学びあい」「意見の出し合い」などの「授業での思考表現活動」を促す。

他には、「プログラミング教育ツール」の導入や「教員に対するICT活用の支援」を行う。

④ 教育用パソコン (児童生徒・教員用)

パソコン室に限らず、普通教室等においても、個別/協働学習を実施できる、持ち運び可能な2in1タブレットPCを配備



<児童・生徒用>
国の目標 ⇒ 2,870台
 (3クラスに1クラス分程度)

現 状 ⇒ 836台
市の目標 ⇒ 2,870台
 (3クラスに1クラス分程度)

<教員用>
国の目標 ⇒ 334台 (授業をする教員に1台)
現 状 ⇒ 191台(デジタル教科書提示用)
市の目標 ⇒ 334台 (授業をする教員に1台)

時期	整備スケジュール (案)
2018年度 (H30)	● 無線LANの整備【小】 367台
2019年度 (H31)	● 無線LANの整備【中】 175台 ● 小中学校 ICT教育環境整備【小・中】 ＜主な内訳＞ ● タブレットPC (2in1) 児童生徒用 1,485台 教員用 285台 ● 拡大提示装置 (プロジェクターまたはモニター) 6クラスに1クラス分程度 ⇒ 84台 1クラスに1台 ⇒ 3クラスに1台 ⇒ ● 授業支援、学習支援ソフト (教員に対するICT活用のサポート含む) ● 周辺機器(プリンター、タブレットPC保管庫等)
新学習指導要領実施【小】	
2020年度 (H32)	● デジタル教科書【小】 小学校 英語・国語・算数
新学習指導要領実施【中】	
2021年度 (H33)	● デジタル教科書【中】 中学校 英語
↓ 学校での使用頻度や活用状況を検証し、追加整備を検討 ↓	
2022年度 (H34)	● 教育用 (教員用含む) パソコンの整備 【小・中追加分】 1,454台

学校におけるICTを活用した学習

教科・領域で実施する内容

	期待される効果	具体的な学習（例）
I 教員による教材の提示	<ol style="list-style-type: none"> 電子黒板や子供たちの情報端末に、画像、音声、動画などを拡大したり書き込んだりしながら提示することで、分かりやすく伝えることが可能になる。 情報端末や電子黒板を用いて、作業方法や実演の映像を提示することにより、学習活動を焦点化し、子供たちの学習活動への理解を深めることが可能になる。 	<ol style="list-style-type: none"> フラッグフットボール（ゴール型ボール運動）小学6年体育科 ゲームの様子を画像にとっておき、作戦を練る段階で全員で画像を見ながら、自分や相手チームの特徴を分析する。その後、チームの戦術を立て、その戦術に基づいた練習を行い、次の試合に臨む学習過程を組むことで、チームとしての力量を高める。 衣服の手入れと補修「まつり縫い」中学2年技術・家庭科 まつり縫いの際留意するポイントを子供たちが適確に理解しながら縫うことができるように、実物投影機を使って、教員がまつり縫いをしている手元を電子黒板で提示する。
II 調査活動	<ol style="list-style-type: none"> 情報端末等を用いて写真・動画等の詳細な観察情報を収集・記録・保存することにより、細かな観察情報による新たな気付きにつなげることが可能になる。 インターネットやデジタル教材等を用いて、効率のよい調査活動と確かな情報収集を行うことにより、情報を主体的に収集・判断する力を身に付けることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> いきものとあそぼう（なつのいきものをさがそう）小学1年生活科 校庭で動植物を観察するとき、タブレットPCのカメラ機能で動植物を撮影する。その後、教室での学習の際、撮影した画像を基に意見を交流する。 世界の貧困に苦しむ子供たちについて考える 小学6年（総合） 図書館の資料やインターネットから、モンゴルのマンホールで暮らす子供やフィリピンのゴミの山で生活のためのものをさがす子供など、貧困に苦しむ子供たちの現状を調査する。グループで発表資料をまとめ、視聴覚機器を使い、調べたことや考えたことを発表する。
III 思考を深める学習	<ol style="list-style-type: none"> デジタル教材を用いて、学習課題の試行を容易に繰り返すことにより、学習課題への関心が高まり、理解を深めることが可能になる。 デジタル教材のシミュレーション機能や動画コンテンツ等を用いることにより、通常では難しい実験・試行を行うことが可能となる。 	<ol style="list-style-type: none"> かたちづくり 小学1年算数科 タブレット端末を使って、示された図形が何枚の三角形できているかを考えさせる。その後、児童の学習結果を持ち寄って、グループで見せ合ったり、電子黒板で共有したりすることにより、考えを深めさせる。 三平方の定理の利用 中学3年数学科 既習事項として、1年生の単元である空間図形のコンテンツを学習用デジタル教科書・教材から引き出して復習させることで、空間図形のイメージをもって学習に臨ませる。

※上記のような学習が、さらに頻繁に、効果的に行われるようになることが期待される。

※ICTを活用した指導方法（1人1台の情報端末・電子黒板・無線LAN等） 文部科学省 参照